

日田市規則第63号

日田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年 9 月 4 日

日田市長 原 田 啓 介

日田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

日田市介護保険条例施行規則（平成12年規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(保険料の減免)</p> <p>第3条 条例第8条第1項第1号から第4号までの規定による保険料の減免は、<u>第1号及び第2号に規定する減免にあっては、災害等が発生した日の属する月から起算して1年間の保険料（当該期間が当該日の属する年度の翌年度にわたる場合は、各年度における月数に応じて月割で計算した額の合計額）</u>につい</p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第3条 条例第8条第1項第1号から第4号までの規定による保険料の減免は、<u>申請の日以後の納期に係る保険料について、次に掲げる割合の保険料を減額するものとする。</u></p>

て、第3号から第5号までに規定する減免にあつては、申請の日以後の納期に係る保険料について、次に定めるところにより、保険料を軽減し、又は免除するものとする。

(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の居住に係る住宅につき震災、風水害、火災その他これらに類する災害（以下「災害等」という。）により受けた損害の程度が全壊、大規模半壊若しくは半壊であるもの又は居住に係る住宅の家財若しくはその他の財産につき災害等により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）が当該家財若しくはその他の財産の価格の10分の2以上であるものに対しては、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合により軽減し、又は免除する。

合計所得金額	軽減又は免除の割合	
	損害の程度が半壊若しくは大規模半壊又は10分の2以上10分の5未満のとき	損害の程度が全壊又は10分の5以上のとき
基準所得金額未満であるとき	2分の1	全部
基準所得金額以上であるとき	4分の1	2分の1

(注) 基準所得金額は、介護保険法施行令（平成10年政令第412

(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合 10分の8以内

号) 第38条第1項第7号に規定する基準所得金額とし、軽減の割合を適用した後の保険料に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、災害等により次の表の左欄に掲げる事由に該当することとなった者に対しては、同表の右欄に掲げる割合により軽減し、又は免除する。

事由	軽減又は免除の割合
死亡したとき	全部
障害者（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。）となったとき	10分の9

(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したものに対しては、10分の8以内の割合の保険料を軽減する。

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者

(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少した場合 10分の8以内

(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者

の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したものに対しては、10分の8以内の割合の保険料を軽減する。

(5) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したものに対しては、10分の8以内の割合の保険料を軽減する。

2 条例第2条第1項第2号又は第3号に掲げる者で、条例第8条第1項第5号の規定による保険料の減免は、条例第2条第1項第2号又は第3号に規定する保険料の額から同条第2項に規定する保険料の額を減じて得た額を減額するものとする。

の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合 10分の8以内

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少した場合 10分の8以内

2 条例第2条第2号又は第3号に掲げる者で、条例第8条第1項第5号の規定による保険料の減免は、条例第2条第2号又は第3号に規定する保険料の額から同条第2項に規定する保険料の額を減じて得た額を減額するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成30年7月5日から適用する。